

吉川沙織君 民進党の吉川沙織です。
今日は、総務大臣の所信から特に気になる政策課題についてお伺いをしてまいります。

今回の大臣所信、近年の中でも特に統計行政の比重が多かったように思います。また、昨年末に統計の不正操作問題も発覚したことから、ふだん余り取り上げられることのない統計行政について幾つかこれから問うていきたいと思いますが、その前に、大臣に一つだけお伺いしたいと思います。昨日三月八日は国際女性デーでした。今日、質疑者を見てもみますと、私が三人目でございますが、三人とも女性です。七日の日に列国議会同盟は二〇一六年の各国議会の女性進出に関する報告書というものを発表しましたが、百九十三か国中の順位で日本は百六十三位、G7では日本は残念ながら最下位です。

一方で、日本の政府は、目標として指導的地位に占める女性の割合を二〇二〇年までに三〇％とするというのを掲げていますが、大臣、今のまま、もう二〇一七年まで来ています、二〇二〇年

はすぐそこですが、何か御感想ありましたらお願いします。

国務大臣（高市早苗君） 国会議員をどのように選んでいくか、どのように増やしていくかというのは、これは民主主義の根幹に関わる選挙制度の問題になるのか、また各党の努力目標になるのかという点にもよりますけれども、これは本当に民主主義の根幹に関わる最も大切な部分でございますので、これは私たち行政をチェックしていただく国会というものの権能にも関わることでございますから、今、国会で各党各会派で御議論をいただいているところだろうと思っております。

私自身が今、総務省の中で、とにかくどうやって女性の方々に持てる能力を発揮していただくか、働きや活躍に応じてしっかりとポストを取っていただくか、そんなことを考えながら取り組んでいることはございます。

まず一つは、テレワークの普及は全省庁の中で一位でございます。五千人ほどの職員ですが、もう既に四千七百人以上がテレワークを活用しているという状況でございますし、他省に向向して総務省に久しぶりに戻ってきた女性職員が、本当にびっくりしたと、これだけテレワークで働くという点について職場の理解が得やすいということまでびっくりしたと、大変子育てもしやすくなりましたという言葉もいただいています。

また、女性の消防吏員であったり、それから女性の自治体の職員の方々に、より活躍していただくためのプログラムも消防大学校や自治大学校で設定をして取り組んでおりますので、本当にまず自分ができることから一生懸命取り組ませていただきます。

吉川沙織君 今、議会における女性の割合、それから大臣が省庁の中でリーダーシップ取ってやっていたらいる取組を御答弁いただきました。総務省は確かに官房長も女性でいらっしやいますし、多くの優秀な方いらっしやることは存じておりますが、ただ、これが一般の社会に目を転じてみますと、例えば管理職に占める女性の割合は、日本は平成二十八年度版男女共同参画白書においても非常に低いというような状況ございますし、最近の統計、これは指標を設けて出している指数ですが、そのジェンダーギャップ指数に見る格差でございますと、統計を取っている百四十四か国中日本は百十一位にとどまっているというような状況ありますので、今のままですと政府が掲げている目標には程遠いのかなということを申し上げて本題に入りたいと思います。

統計行政の話について伺っていきます。

国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報である公的統計は、社会の情報基盤でもあると言われています。だからこそ、

統計法では、社会に必要とされる公的統計が正確かつ効率的に行われるよう整備されていると承知しています。

大臣所信では、統計行政について、「経済統計体系の再構築を図るための公的統計の基本計画の平成二十九年中の見直し」と言及されました。統計法は平成十九年に全部改正された法律ですが、その統計法第四条によれば、国の行政機関の今後の五年間の取組を示すマスタープランを作成することを定めており、このマスタープランを公的統計の整備に関する基本的な計画と言っています。

第一期基本計画は平成二十一年三月に、第二期基本計画は平成二十六年三月に定められたばかりであり、今年五年ごとの見直しの年には該当していません。統計法第四条六、「政府は、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。」とあります。

今年、今申し上げましたとおり見直しの年次には該当していませんが、この公的統計の基本計画を見直しをする理由については、先月二月二十三日の第百六回統計委員会での諮問第百二号に基づくもので相違ございませんか。総務省に伺います。

政府参考人（横山均君） お答えします。

おおむね五年ごとに変更するというのが、おっしゃるとおり統計法の規定でございます。統計法の第四条では、統計をめぐる社会経済情勢の変化や現行基本計画の取組を踏まえまして、少なくとも五年ごとには計画を変更することとされております。

近年、ICTの進歩や経済社会のサービス化、シェアリングエコノミーの進展など、社会経済情勢は大きく変化しております。経済統計の改善や府省横断的な統計整備が強く求められているという状況であります。このため、諮問のとおり、現行の公的統計基本計画を一年前倒しで変更しまして、新たな統計整備方針を確立しようとしているところでございます。

吉川沙織君 今回の諮問第百二号が出る前には、諮問第七十号で総理から「国民経済計算の作成基準の変更について」などという、前段、どういう統計をやっていくかというのが政府全体の中であって今回の見直しにも至っているものと承知しておりますが、この統計法の目的は、統計法第一条によれば、「公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」とされております。よって、公的統計は、行政利用だけでなく

社会全体で利用される情報基盤として位置付けられています。

中でも、国勢統計、今申し上げた国民経済計算その他国の行政機関が作成する統計のうち総務大臣が指定する特に重要な統計を基幹統計として位置付け、この特に重要な基幹統計を中心として公的統計の体系的整備を図ることとされています。例えば、代表的な基幹統計としては、国勢調査、労働力調査、就業構造基本調査、法人企業統計調査、学校基本調査などが挙げられますが、現在これらの基幹統計は幾つありますか。その総数を総務省に伺います。

政府参考人（横山均君） お答えします。

総数は現在五十六でございます。

吉川沙織君 基幹統計の総数は五十六統計というところでございました。もちろん、総務省で所管しているもの、財務省で所管しているもの、それぞれあると思いますが、五十六統計ある基幹統計のうち経済産業省が所管をしている基幹統計は幾つありますか。総務省に伺います。

政府参考人（横山均君） 経済産業省単独の統計は十統計ございます。そのほか、経済産業省と他府省が共管になっている統計が二統計あります。したがって、経済産業省所管の統計は合計で十一統計あります。

吉川沙織君 基幹統計の全省庁分合わせた数は

五十六、うち経済産業省単独が十で、共同所管のものを含めると経済産業省所管の基幹統計は十二ということを行いました。つまり、特に重要な基幹統計の五十六のうち五分の一以上を占めるものが経済産業省が所管をしているという理解でよろしいかと思えます。

基幹統計総数に占める割合が総務省に次いで高い経済産業省ですが、残念なことに、昨年十二月二十六日、統計不正操作があったことを外部に公表しました。不正が行われたとする当該統計調査こちらは一般統計調査ですが、これについては、不正があったことを公表したと同時に、その当該不正が行われた統計調査については廃止をするのとまで一気に発表しました。折しも昨年十一月十八日に国民経済計算の作成方法の変更が告示、公布され、さらに、不正公表五日前の昨年十二月十一日には経済財政諮問会議が統計改革の基本方針を発表した直後のことでした。政府が統計改革、一生懸命やるつもりとされているときに、その足下で統計の不正が行われたということが発覚したことになります。

ただ、もう不正が発覚してしまった以上は、原因を究明し、二度と同じことを繰り返さないようあらゆる方策を講じるべきではないかと思えます。

この観点に立って幾つか伺います。まず、基幹統計五十六のうち十二の基幹統計を持つ経済産業

省に今回の統計不正事案の概要を伺います。
政府参考人（土田浩史君） お答え申し上げます。

昨年末、経済産業省の一般統計調査である繊維流通統計調査におきまして、過去のデータを長期間そのまま使用する、これらの数値の一部について六年間掛けてゼロにするとした不適切な処理が行われていたことが判明いたしました。この結果、毎月公表している統計調査の数値と実際に企業から回答のあった数値に大きな乖離があることを確認したところでございます。その後の経過につきましては、先ほど委員から御指摘のあったとおりでございます。

経済産業省といたしましては、本事案は、本統計調査のみならず、政府全体の統計調査に対する信頼性を損なう重大な事案であると認識しており、再びこのようなことが起きないように、省を挙げて全力で再発防止策に取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

吉川沙織君 本当に残念なことですが、信頼して、それによって政策が決まったり補助金が決まったりする基となるデータで、もちろん、回答が集まらなくてそのときの担当者が苦渋の判断でそれが申し送りされて、誰もパンドラの箱を開けられなくてこつこつ不正が行われたものと思えますが、今審議員が答弁でおっしゃっていたいた不

正の概要が発覚したのはなぜでしょうか。その発覚した経緯について伺います。

政府参考人(土田浩史君) お答え申し上げます。

昨年の十一月十七日になりますが、この統計調査の業務委託先の業者の担当者が担当課の方を来訪いたしましたして、先ほど申し上げたような不適切な処理が行われる旨職員に対して指摘したというのが契機になっているものでございます。

吉川沙織君 残念ながら、内部からの指摘でもなく、内部からの告発や申告でもなく、外部からの指摘、しかも、その統計の業務を請け負っている受託事業者からの指摘で、組織として自浄作用が働かなかつたばかりか、もしかしたらこの外部からの指摘がなければ不正はずっと続いたかもしれないという可能性が残念ながら大きくあります。経済産業省は、昨年十二月二十六日にこの不正の統計事案について公表し、その統計については廃止することを発表しましたが、統計行政をつかさどる総務省に通報したのはいつでしょうか。経済産業省に伺います。

政府参考人(土田浩史君) お答え申し上げます。先ほど申し上げましたように、委託業務先から指摘を受けまして、その真偽を確かめるべく関係者への聞き取り調査や関係書類の調査など事実関

係の精査に時間を要したことから、総務省に対しましては昨年十二月二十二日に初めて報告を行ったところでございます。

吉川沙織君 十二月二十六日は、もうもちろん月からお分かりいただけるように、年末です。十二月二十六日は月曜でした。十二月二十二日に総務省、総務行政をつかさどる総務省の方にこの事案について報告をされたということでございますが、これは時間帯はどのような時間帯に報告をされたんでしょうか。

政府参考人(土田浩史君) お答えいたします。夕方ということでございます。

吉川沙織君 経済産業省は、十二月二十六日月曜日に不正があつたことを公表し、その調査については廃止することを発表しました。総務省は統計行政つかさどりますが、そこに通告をしたのが十二月二十二日の夕刻であつたとのことでございます。十二月二十二日は木曜日ですが、次の日は天皇誕生日でありますので祝日でございます。よって、前の営業日、発表する前の営業日のしかも夕方によつとこの事案について報告をしたということでございますが、総務省としてはこのタイミングでこつという話を聞かされていかがでしたでしょうか。

政府参考人(横山均君) 統計行政又は公的統計に対する国民の信頼を大きく損なう行為として

大変遺憾に感じております。

吉川沙織君 経産省、今いる担当の人がこれをやっていたわけではありませんので、ただ、こういう事案は二度と繰り返してはならないという思いで今伺いをさせていただいています。

経産省は聞き取り調査等を行って、今年の一月と今年の二月にそれぞれ報告書を出しています。経産省が今回の不正事案を受けて二月に発表した報告書を見ますと、今回の不正操作事案における書類について、「保存期間を満了した書類についてはすでに廃棄済み」とされています。最近何か書類が廃棄されている事案が多いような気がしますが、廃棄されているということと、「事実関係の確認を行うことができなかった。」とされています。

その根拠はどこにあるかといいますと、経済産業省行政文書管理規則、平成二十三、四月一日シ第四号とされており、統計の企画・立案に関する文書など統計調査に関する事項については保存期間五年とされていることにあるようですが、統計調査の文書保存の在り方としてはいかがなものかと思いますが、総務省として、この統計文書、五年で廃棄しちゃつていいものなんでしょうか。御感想をお願いします。

政府参考人(横山均君) 文書については、公文書の管理に関する法律に基づきまして、その調

査票の重要性に鑑みて保存期間を決めるという立付けになっております。したがって、その調査票を保有している行政機関において適切な保存期間を定めるべきであると、そのように感じております。

吉川沙織君 調査票の重要性に鑑みてということでしたので、所管する経産省では五年程度の保存でいいということだったかも分かりませんが、更に言えば、不正が行われていた当該部署においては、先ほど審議官から答弁ありましたように、一部のデータを改ざんを見えなくするために六年間で通減をさせていつて六年間でゼロにする等の処理について、課長を含めた、最終的にそれを六年でゼロにしていこう、通減していこうと決めたときは課長を含めた課内の議論の中で決定をしている。にもかかわらず、この決定に係る行政文書の作成や保存も行われていません。

これは、ある側面で不正を認識していた証左でもあると考えていますが、この取扱いについて報告書の中ではどう書かれているかといいますと、「課長了解事項であったことが確認されたが、課長における改ざんの認識までは確認できなかった。」と記載があります。さっぱり意味が分かりませんが、一月公表の再発防止策には文書の保存に関する記載はありませんでした。ただ、一月二十七日の第百五回統計委員会の指摘を受けて、二

月公表の再発防止策には文書保存徹底の記載がありません。

これ、行政文書の作成も徹底するべきと考えますが、再発防止策の一環として、経済産業省、いかがでしょうか。

政府参考人(吉村忠幸君) お答えいたします。再発防止策の中で文書の徹底を記載しております。保存期間終了後、企画立案に関する文書については廃棄せず、国立公文書館に移管する等を徹底し、また調査結果の個票データ、電子媒体については永久保存を徹底することしております。

吉川沙織君 これ、二月に公表された「文書保存の徹底」のところを読み上げていただいたかと思いますが、今回の不正事案においては、もちろん、一月の再発防止策では文書保存の記載がないと統計委員会で指摘をされて、今回は書いてあります。ただ、今回の不正事案は、当該部署で六年掛けてデータをゼロにしようとするときに行政文書すら作成されていなかったということが一方で明らかになっています。保存の徹底はもちろんです。作成も徹底してほしいというそういう思いでお伺いしたんですが、いかがでしょうか。

政府参考人(吉村忠幸君) ただいまの議員の御指摘を踏まえてしっかりとやっていきたいということに思っております。

吉川沙織君 是非、今後はこのようなことが起

こらないようにしていただきたいと思えます。

平成十九年に、先ほども申し上げましたとおり、この統計法は全部改正されました。この国の根幹を成す統計は社会基盤であり、補助金等の算定根拠とも一方ではなり、また、政策、それから法律を作る上でも重要なデータとなります。この基幹統計調査、一般統計調査において、今残念ながら経産省ではこんなような事案ありましたけれども、こんな不正の事案はこれまで、平成十九年に統計法が全部改正された後あったのか否か、総務省にお伺いいたします。

政府参考人(横山均君) お答えします。調査実施者である各府省が自ら長期にわたって不適切な行為を組織的に行ったという事例はございません。

吉川沙織君 今、調査を担当する各府省自らが不正を行ったという事例はないということですが、実はこの統計法は第五十七条から第六十二条に罰則規定が設けられています。これまで立件された事案もあるのではないかと思います。各府省自らは今まで例がないということでしたが、実際その統計業務等において全く不正はなかったのかどうか、少し参考までに教えてください。

政府参考人(横山均君) お答えします。

平成二十二年の国勢調査の実施に当たりまして、調査事務の一部を担った町におきまして、市制の

施行を急ぐ余り回答の水増しを行われたという事案はございます。ただし、この事案については総務省は一切関与しておらず、今回のような事案とは性格が異なるものと考えております。

吉川沙織君 平成二十二年の国勢調査の際に、とある町で、市制移行を一生懸命目指すがために水増しを行った例があるということでしたが、そのときは総務省はもちろん関与せずに、今回の経産省の事案は、その当該部署で、まあやむにやまれぬ思いで担当者の方はやったのかもしれないが、自らがやった例というのは後にも先にも今回の例しかないということでした。

今回の不正を受けて、総務省は今年一月から統計法遵守に係る各府省所管の統計調査等一斉点検を行っている聞いています。対象となった基幹統計調査、一般統計調査、統計調査以外の方法による基幹統計、それぞれの数についてお伺いいたします。

政府参考人(横山均君) まず、一般点検で回答がなされた統計調査数であります。合わせて三百七十二の調査になっています。

内訳を申しますと、基幹統計が五十一調査でございます。それから、現在行われている一般統計調査が二百三十三調査であります。また、その一般統計調査の中には既に終了している統計調査もあります。ところが、こうした既に終了している一般統計

調査も八十八調査であります。

吉川沙織君 これを全て合わせると、基幹統計五十一、一般統計二百三十三、それ以外というそれぞれの数をお示しいただきましたが、三百七十二の統計の方で一斉点検の対象になっているということをお伺いいたしました。

この報告期日は一月二十日となっていたようですが、期日までに提出できなかったものはありましたが、ありませんでしたか。

政府参考人(横山均君) 回答できなかった省庁はございません。

吉川沙織君 この調査の対象となった統計の中で、各府省から報告が上がってきたものを踏まえて、場合によっては詳細なヒアリングを行うこともあり得べしという、こういう文書ありましたけれども、報告を見ただけではうんというのがあるってヒアリングを行ったものはありましたか、ありませんでしたか。

政府参考人(横山均君) ヒアリングを行ったものもございません。

吉川沙織君 今の段階で、不正若しくは不正が行われていたかもしれない疑わしき統計というのはありましたか、ありませんでしたか。

政府参考人(横山均君) 何分数が多いので、疑義が生じたものというのは、はっきり申し上げますとございます。それについて今鋭意確認作業

をしているところであります。

吉川沙織君 しっかり確認、時間を掛けて、もし不正を行っていないのに不正だったら大変なことですので、そこはゆっくり時間を掛けて疑義がある統計調査に関しては見ていただければいいと思うんですが、年度末の公表に向けて鋭意取りまとめ中と伺っておりますが、これは年度内に発表される、公表されるものでしょうか。

政府参考人(横山均君) お答えします。できるだけ年度末という目標は立てているんですけど、担当者に聞くとかかなり苦しいということもございます。一応、心としてはそのぐらいを目指したいと思っておりますので、どうか御容赦。

吉川沙織君 ちゃんとしたものを出して、別に急いでいません。ただ、その通知の文書に年度末を目指して、たしか年度末の公表に向けて取りまとめ中という紙いただきましたので、まあそうなのかなと思っただけで、間違いのないように発表していただければと思いますので、頑張ってください。

この統計調査等一斉点検では何をどのような視点で調査しているのか、簡単に伺いたいと思います。

政府参考人(横山均君) 統計法に基づきまして、総務省が承認した事項について、それがそこがないかどうかという点について各府省について

点検をしまして、今報告を受けて取りまとめをしているところでございます。

吉川沙織君 各府省が所管する統計調査それぞれについて、そこがないかどうか、つまりちゃんとやっているかどうかという視点だと思えますが、経産省の不正事案では、不正事案の公表と同時に当該調査の廃止まで一気に発表しました。その際不正があったからという理由ではなく、統計ニーズが小さくなったことを殊更に強調しているように私は受け止めたことが、この統計ニーズという視点では、そこがあるかどうかだけを調査されたということですので、各府省において統計ニーズが小さいとか大きいとか、そういう視点では調査をやっていないということでもよろしいでしょうか。

政府参考人（横山均君） 今回の調査につきましては、事前に承認した事項とそこがあるかどうかという観点で行っています。

ただ、別途、統計改革という場で、総務省が内閣官房と連携をしまして、実際にこの統計がどのように使われているのかという確認を別のラインでやっております。

吉川沙織君 それぞれの視点で連携をしながら確認をしていただいているということでございますが、今お話ございましたように、昨年十二月二十一日に政府は統計改革の基本方針を発表して、その五日後に不正の事案があったということから、

ある意味出ばなをくじかれたのかも分かりませんが、不正は正す必要があり、他方で統計改革は進めていかなければならないと思います。

今回の不正事案を受けて経産省が出した報告書を読みましたが、文書は最近はやりの廃棄済み、記憶にない、パンドラの箱を開けてしまったため踏み切れなかったなど否定的な文言が並びますが、統計の不正操作が行われた背景には、承認後のチェックの仕組み、人員配置、確保、育成の側面等様々な側面もあると考えられます。

今回不正操作があった一般統計調査においては、統計法第十九条、「行政機関の長は、一般統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。」とされ、事前承認制となっています。つまり、一たび承認を受ければ、統計法第二十一条に規定される変更又は中止以外に事後的にチェックする法的担保はないんじゃないでしょうか。

よって、総務大臣が承認を行った後、事後的にどこかでしっかりチェックする仕組みを創設する必要があると考えますが、大臣の見解をお伺いいたします。

国務大臣（高市早苗君） 事前審査だけでは今回のような事案の発生を防ぎ切れなかったと思っています。このため、統計改善のPDCAスキームを来年度から本格運用するなど、事業の実施や

事後の状況を適切にチェックして改善につなげる方策に取り組んでまいります。

吉川沙織君 場合によってはその事後のチェックを設ける法改正など必要なのではないかと思います。他方で事後のチェックの仕組みを何とか検討していただいて、さらにもう一方で体制の問題というのもあると思います。

昨年十二月二十一日、経済財政諮問会議の統計改革の基本方針においても体制強化の必要性は指摘されていますが、経産省の不正操作においても統計担当者だけの問題に矮小化すべきではないものと思えますが、一人の担当者が短期間に異動を繰り返していた旨の記述が公表資料にあります。

各府省の統計担当者の人員配置等の体制は、この前の一斉点検調査で、総務省、そこまではやりましたでしょうか、できなかつたでしょうか。

政府参考人（横山均君） 今回の一斉点検調査では、そこまでは対象にしておりません。ただ、毎年度、統計事務を主管する部局や課、それから統計事務を分掌する係につきましては、別途総務省で毎年度把握をしまして公表しております。

吉川沙織君 しかしながら、経産省の方では、特に経産省の公表資料に、短期間でその統計担当者が異動を頻繁に繰り返してしまっていた、よって、この意識が不足してリテラシーも十分ではなかつたという記述があります。ですので、総務省

統計行政をつかさどる総務省において各府省の担当者もしっかり把握していただきたいと同時に、統計局における人員体制というのもやはりすごく重要であると思います。

この統計局の人員については、近年拡充されている傾向であるのか、それとも低減している傾向であるのか、増えているのか減っているのか、どっちかだけではないので、総務省、お願いします。

政府参考人（横山均君） 低減している傾向でございます。

吉川沙織君 低減している、こういう答弁でございました。

政府自身が統計改革の重要性を打ち出して、統計行政の充実と精度を向上するためには、人員、予算はもちろん、その人材の育成と、やっぱり統計はプロでないとできませんから、その確保が何より重要であることは今回の経産省の不正統計事案を見ても明らかであり、統計行政部門の構造的課題に対応する必要は論をまたないと思いますが、この人員の拡充、体制の整備の必要性、大臣の見解を伺いたいと思います。

国務大臣（高市早苗君） 吉川委員には、まさに応援をさせていただいていると思います。

実は、官房長官を長とする統計改革推進会議が設置されておりまして。その最初の会議に行きましたときにも、私から、やはり統計というのはこの

リソースの充実がいかに重要かということをお願いしました。これからやっぱり定員も含めて、それから統計を本場に専門的に見れる優秀な人材を育てていかなきゃいけない、だから、量、質共に拡充していかないと、そういう時期になっていると思います。正しい政策判断のためにも、しっかりと主張もしてまいりますし、今、公務員一般を対象としまして統計の入門編のオンライン講座からデータサイエンスを学ぶ応用編までの研修を整備しておりますし、統計を担う人材の裾野を広げるために総務省でも精いっぱい取組を進めてまいります。

吉川沙織君 昨日三月八日、四半期別GDP速報が内閣府から発表されたところです。国民経済計算の作成方法が変更されたことについて内閣府に伺います。

国民経済計算については、統計法第六条に規定があり、昨年十一月十八日に国民経済計算の作成基準の変更が告示され、直ちに公布されています。これに伴って、内閣府は、昨年十二月八日に公表した二〇一六年七 九月期のGDP二次速報値から国際連合が定めた国際基準を導入し、基準年も二〇〇五年から二〇一一年に切り替えました。国勢調査などを反映した約五年ごとの基準改定は五年ごとに行っていますが、それを超える大幅改定をしたということですか。

その後、大幅に基準、算定方法を変えた後、去年の十二月八日と昨日、大幅に変更された新基準で速報が発表されたところですが、従来の計算方法から大幅に変わったということは事実です。従来の計算ではどのような数値になるか全く分かりません。昨日三月八日分について、従来の計算方法での数値を内閣府にお伺いいたします。

政府参考人（酒巻哲朗君） お答えいたします。四半期別GDP速報につきましては、昨年十二月公表の二〇一六年七 九月期二次速報以降、新たな基準であります平成二十三年基準の改定に基づいておりまして、これは五年ごとに行う通常の基準改定に加えまして、最新の国際基準である二〇〇八SNAに対応したものでございます。

この基準改定によりまして、これまでGDPに含まれていなかった研究開発への支出が投資に計上されるなど、より経済の実態に即した精度の高いGDP統計となつておると考えておりまして、現在の日本経済の姿を見るには平成二十三年基準による統計を用いることが適切であるというふうな考えをしております。

吉川沙織君 従来の計算の方法では出せないというところでよろしいですね。出せるか出せないかだけで結構です。

政府参考人（酒巻哲朗君） 従来の計算方法で公表することは極めて困難でございます。

吉川沙織君 五年ごとの基準改定はもちろん国勢調査反映したものですから結構だと思っんですが、今回のように大幅に計算式を変更した場合、過渡期については、複数回若しくは複数年にわたって、従来の計算方法と大幅に変えたもので並行して出すということも検討に値するのではないかと思っています。

ある一定のタイミングで突如切り替えてしまうと、名目GDPが一気に三十一・六兆円も増えたかさ上げされたなんという報道にもつながりますし、そもそも内閣府は昨年九月十五日、経済社会総合研究所国民経済計算部、「国民経済計算の平成二十三年基準改定に向けて」の中で、「一、平成二十三年基準改定の内容」、「平成六（一九九四）年に遡って二十年超の系列を再推計・公表」、米印で、「通常の基準改定時には、一般的に過去十年程度を遡及」との資料を示しています。

これらを助案すれば、今回の改定の幅が大幅だったということですし、何より経過措置として複数基準で公表することできると思っんですが、いかがでしょうか。

政府参考人（酒巻哲朗君） 繰り返しになりますけれども、現状の日本経済の姿を見るには、平成二十三年基準の数字による統計を用いることが適切であると考えております。

それから、旧基準の数字を並行して公表すると

いうことは大変困難でございます。

今回の基準改定に当たりましては、推計方法の変更等につきましては統計専門家を交えた研究なども行っておりますし、また統計委員会における審議、了承を経て決定されたものでございまして、その内容につきましては随時公開してきておりまして、丁寧な情報提供に努めてきたと考えております。

吉川沙織君 並行してできないという答弁だと、こう思いますが、昨年十二月八日にその新基準で発表されたときに、併せて過去二十二年分について新基準で算出をしています。

例えば、先ほど申し上げましたとおり、二〇一五年度の名目GDPは新基準による計算だと一気に、一気にです、三十一・六兆円もかさ上げされています。政府は二〇二〇年頃までに名目GDPを六百兆円に増やす目標を掲げているために、新基準による計算だと目標に近づいたということになります。

なお、二〇一五年度の国民経済計算の確報に誤りがあったとして、内閣府は先月二月二十一日に確報値に誤りがあったことを公表していますが、これは基準改定による計算ミスの中で生じたものかどうかが伺います。

政府参考人（酒巻哲朗君） 国民経済計算の一部の数字に誤りがございまして、議員から御指摘

いただいたとおり、訂正値を公表しております。その内容は、基準改定に伴う推計の中で一部計算方法に誤りがあったということでございます。

吉川沙織君 残念ながら誤りがあった。これも実は外部の指摘でというふうに報道されていますが、公的統計は、社会経済活動の変化を的確に把握するという側面で、国や地方の行政データの基礎です。しかも、行政の意思決定やプロセスや説明責任を果たす中でも公的統計の占める役割は非常に大きいと思います。

ただ、その公的統計が正確な基準、正確な統計でなければ意味を成しませんし、恣意的に操作されることや不正確な基準で統計調査や報告が行われることのないよう、立法府の立場から今後注視してまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

ありがとうございます。